

新潟市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1 月 20 日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 15 号

新潟市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の退職管理に関する規則（平成28年新潟市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、この規則による改正後の新潟市職員の退職管理に関する規則第17条第2号に規定する法第22条の4の規定に基づく採用とみなす。